

■ 自己資本の充実の状況

平成23年度の自己資本比率は14.36%となり健全な財務体質を維持しています。

■ 単体自己資本比率（国内基準）

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：千円)

項 目	平成22年度	平成23年度
(自 己 資 本)		
出 資 金	183,538	190,593
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	183,538	190,593
特別積立金	6,570,503	6,651,191
繰越金（当期末残高）	99,167	84,794
その他	—	—
処分未済持分（△）	2,175	1,570
自己優先出資（△）	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損（△）	—	—
営業権相当額（△）	—	—
のれん相当額（△）	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額（△）	—	—
〔 基 本 的 項 目 〕 計 (A)	7,034,573	7,115,602
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	177,703	177,703
一般貸倒引当金	140,024	105,744
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額（△）	—	—
補完的項目計 (B)	317,727	283,447
自己資本総額 [(A) + (B)] (C)	7,352,300	7,399,050
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	771,300	871,300
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれに準ずるもの	500,000	600,000
非同決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ/オストリップス（告示第247条を準用する場合を含む。）	—	—
控除項目不算入額（△）	771,300	871,300
控除項目計 (D)	—	—
自己資本額 [(C) - (D)] (E)	7,352,300	7,399,050
(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)		
資産（オン・バランス）項目	44,805,956	47,110,012
オフ・バランス取引等項目	1,032,311	700,568
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	3,800,024	3,681,068
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスクアセット等計 (F)	49,638,291	51,491,649
T i e r 1 比 率 (A / F)	14.17%	13.81%
自 己 資 本 比 率 (E / F)	14.81%	14.36%

(注) 1. 本表には、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号。）に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成22年度		平成23年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額合計	45,838	1,833	47,810	1,912
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	45,588	1,823	47,610	1,904
(Ⅰ) ソブリン向け	588	23	542	21
(Ⅱ) 金融機関・第一種金融商品取引業者向け	5,955	238	6,224	248
(Ⅲ) 法人等向け	10,986	439	13,284	531
(Ⅳ) 中小企業等・個人向け	11,862	474	11,849	473
(Ⅴ) 抵当権付住宅ローン	1,218	48	1,071	42
(Ⅵ) 不動産取得等事業向け	10,043	401	10,097	403
(Ⅶ) 三月以上延滞等	1,186	47	960	38
(Ⅷ) 出資等	637	25	560	22
(Ⅸ) その他	3,110	124	3,019	120
②証券化エクスポージャー	249	9	200	8
ロ. オペレーショナル・リスク	3,800	152	3,681	147
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	49,638	1,985	51,491	2,059

(注) 1. 所要自己資本額＝リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものは除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人向け」においてリスクウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスクは、当庫は基礎的手法を採用しております。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

イ.信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高
＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント およびその他デリバティブ 以外のオフバランス取引		債券		デリバティブ取引			
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
国内	113,869	116,529	58,276	58,187	25,755	27,590	-	-	994	822
国外	1,276	3,077	-	-	1,077	2,886	4	-	-	-
地域別合計	115,145	119,606	58,276	58,187	26,833	30,477	4	-	994	822
製造業	8,292	9,341	4,288	4,123	3,704	4,608	-	-	167	150
農業、林業	563	274	563	274	-	-	-	-	-	-
漁業	55	48	55	48	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	7,225	6,968	7,225	6,968	-	-	-	-	130	125
電気・ガス・熱供給・水道業	887	905	676	600	200	300	-	-	-	-
情報通信業	395	393	86	83	300	300	-	-	-	-
運輸業、郵便業	758	675	657	574	100	100	-	-	27	26
卸売業、小売業	5,651	5,855	5,150	5,049	500	800	-	-	151	102
金融業、保険業	28,676	31,352	740	757	4,806	6,209	4	-	-	-
不動産業	7,631	8,151	7,530	8,050	100	100	-	-	66	61
物品賃貸業	2,344	2,732	541	428	200	600	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	445	513	445	513	-	-	-	-	4	4
宿泊業	1,457	1,423	1,457	1,423	-	-	-	-	77	0
飲食業	1,675	1,453	1,675	1,453	-	-	-	-	132	159
生活関連サービス業、娯楽業	2,030	1,947	2,030	1,947	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	68	78	68	78	-	-	-	-	10	10
医療、福祉	1,021	1,391	1,021	1,391	-	-	-	-	1	1
その他のサービス	2,411	2,322	2,411	2,322	-	-	-	-	17	4
国・地方公共団体等	22,066	23,441	5,069	5,944	16,919	17,455	-	-	-	-
個人	16,580	16,150	16,580	16,150	-	-	-	-	206	176
その他	4,906	4,184	-	-	-	-	-	-	-	-
業種別合計	115,145	119,606	58,276	58,187	26,833	30,477	4	-	994	822
1年以下	25,059	29,578	6,513	8,490	3,657	4,028	4	-	-	-
1年超3年以下	18,672	17,715	5,423	5,034	5,648	6,581	-	-	-	-
3年超5年以下	13,170	15,438	6,127	6,676	6,797	7,905	-	-	-	-
5年超7年以下	9,602	12,629	6,509	7,038	3,093	5,591	-	-	-	-
7年超10年以下	18,698	15,944	11,141	9,657	7,556	6,286	-	-	-	-
10年超	21,719	20,534	21,639	20,449	79	85	-	-	-	-
期間の定めのないもの	8,222	7,765	920	840	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	115,145	119,606	58,276	58,187	26,833	30,477	4	-	994	822

(注) 1. オフバランス取引はデリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーで現金、固定資産、繰延税金資産等を計上しております。

4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ.一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

一般貸倒引当金	平成22年度	期中増減		期末残高
		平成23年度	増減	期末残高
一般貸倒引当金	平成22年度		24	140
	平成23年度		△ 34	105
個別貸倒引当金	平成22年度		△ 94	581
	平成23年度		△ 36	544
合計	平成22年度		△ 69	721
	平成23年度		△ 70	650

八.業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金期末残高			貸出金償却	
	平成22年度	期中増減額	平成23年度	平成22年度	平成23年度
製造業	40	1	41	116	—
農業、林業	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—
建設業	74	△0	74	12	14
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1	0	1	—	—
卸売業、小売業	131	△25	106	9	13
金融業、保険業	—	—	—	—	—
不動産業	52	△1	50	0	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—
宿泊業	—	8	8	—	—
飲食業	39	2	42	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	58	1	60	3	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—
医療、福祉	0	△0	0	—	—
その他のサービス	2	△0	2	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—
個人	180	△24	156	—	1
その他	—	—	—	—	—
業種別合計	581	△36	544	142	29

ニ.リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額		エクスポージャーの額	
	平成22年度		平成23年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	26,627	—	28,030
10%	—	10,893	—	10,089
20%	1,804	26,649	1,905	27,625
35%	—	3,480	—	3,061
50%	8,727	187	10,965	169
75%	—	13,726	—	13,723
100%	501	22,028	1,404	22,226
150%	—	520	—	403
合計	11,032	104,113	14,275	105,331

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウエイトに区分しています。

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保証		クレジットデリバティブ	
	信用リスク削減手法	適用された	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
信用リスク削減手法が適用されたポートフォリオごとのエクスポージャー			1,614	1,634	4,134	4,854	—	—
(I) ソブリン向け			—	—	494	1,384	—	—
(II) 金融機関・第一種金融商品取引業者向け			—	—	—	—	—	—
(III) 法人等向け			151	225	400	300	—	—
(IV) 中小企業等・個人向け			1,309	1,221	3,117	3,056	—	—
(V) 抵当権付住宅ローン			15	14	—	—	—	—
(VI) 不動産取得等事業向け			99	95	—	—	—	—
(VII) 3月以上延滞等			0	0	25	11	—	—
(VIII) 上記以外			37	76	96	101	—	—

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	
グロス再構築コストの合計額	3	—
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額	—	—

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
①派生商品取引合計	4	—	4	—
(Ⅰ) 外国為替関連取引	4	—	4	—
(Ⅱ) 金利関連取引	—	—	—	—
(Ⅲ) 金関連取引	—	—	—	—
(Ⅳ) 株式関連取引	—	—	—	—
(Ⅴ) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(Ⅵ) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(Ⅶ) クレジットデリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	4	—	4	—

イ.担保の種類別の額

担保による信用リスク削減手法は、用いていないため該当ございません。

ロ.与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

該当ございません。

ハ.信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

(6) 証券化エクスポージャー

イ.オリジネーターの場合

該当ございません。

ロ.投資家の場合

①保有する証券化エクスポージャーの額及び
主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
証券化エクスポージャーの額	499	400
国内法人債務	—	—
信用金庫向け劣後ローン優先出資	499	400

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスクウエイトの区分ごとの残高及び
所要自己資本の額等

(単位：百万円)

告示で定める リスクウエイト 区分(%)	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度
20%	—	—	—	—
50%	499	400	9	8
100%	—	—	—	—
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—

(注) 1. 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスクウエイト × 4%

③証券化エクスポージャーに関する経過措置
の適用により算出される信用リスク・アセット
の額

該当ございません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項 イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成22年度		平成23年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	248	248	175	175
非上場株式等	416	416	414	414
合 計	665	665	589	589

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等にもとづいております。
 2. 上場株式等とは取引所有価証券市場、店頭売買有価証券市場、外国有価証券市場において売買される株式等です。なお、信託中金の優先出資証券は上場株式等に含まれています。
 3. 投資信託で運用している出資等は上場株式等に一括計上しています。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
売 却 益	3	2
売 却 損	1	2
償 却	—	—

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
評 価 損 益	26	29

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成22年度	平成23年度
評 価 損 益	該当ありません	該当ありません

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

運 用 勘 定 区 分	金利リスク量	
	平成22年度	平成23年度
貸 出 金	1,114	243
有 価 証 券 等	1,032	232
預 け 金	142	72
そ の 他	8	4
運 用 勘 定 合 計	2,296	551

(単位：百万円)

調 達 勘 定 区 分	金利リスク量	
	平成22年度	平成23年度
定 期 性 預 金	273	210
要 求 払 預 金	269	110
そ の 他	28	9
調 達 勘 定 合 計	570	329

銀行勘定の金利リスク	1,726	222
------------	-------	-----

- 注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量をみるものです。当金庫では、金利ショックをパーセンタイル値により銀行勘定の金利リスクを算出しています。パーセンタイル値とは、過去5年間に実際に起こった1年間の金利変動幅を100ブロックに分け、99ブロックの一番大きい金利上昇幅を金利ショックとして捉えています。
 2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を2.5年で一括満期となる預金としてリスク量を算定しています。
 3. 銀行勘定の金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

$$\begin{aligned} \text{銀行勘定の金利リスク量 (222百万円)} = & \\ & \text{運用勘定の金利リスク量 (551百万円)} + \\ & \text{調達勘定の金利リスク量 (\triangle 329百万円)} \end{aligned}$$

■ 当金庫の自己資本の充実の状況等について（定性的な開示事項）

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本は、主に基本的項目と補完的項目で構成されています。平成22年度末の自己資本額のうち、当金庫が積み立てているもの以外のものは、基本的項目では地域のお客様からお預かりしている出資金が該当します。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行なうことにより自己資本を充実させ、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。尚、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策と考えております。

3. 信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、公共性、流動性、成長性、収益性の5原則に則った厳正な与信判断を行なうべく、役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、資産査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。

個別案件の審査・与信管理に当たりましては審査管理部門と営業推進部門をお互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに経営陣による審査会等を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、法務部、監査部が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢の構築に努めています。

信用コストである貸倒引当金は、「資産査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、資産査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに担保の処分可能見込額、保証による回収可能額、清算配当等回収可能額を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。尚、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

中央政府及び中央銀行向けエクスポージャー、金融機関向けエクスポージャーについては経済協力開発機構のカントリー・リスク・スコアを使用しております。

他のエクスポージャーについては、リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使用分けは行なっておりません。また、投資信託は運用委託会社の採用した基準によることとしております。

株式会社格付投資情報センター (R&I)

株式会社日本格付研究所 (JCR)

ムーディーズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫はリスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。ただし、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適正な取り扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府金融機関保証、民間保証等がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」及び「不動産担保マニュアル」等により適切な事務取り扱い並びに適正な管理、評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「事務取扱要領」等により、適切な取り扱いに努めております。

なお、バーゼルⅡで定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として地方公共団体、しんきん保証基金、その他未担保預金等が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、地方公共団体保証は政府保証と同様の取り扱いとしており、しんきん保証基金の保証は、各エクスポージャーに適用されるリスク・ウエイトに変えて、適格格付機関が付与している格付により判定しております。未担保預金については、ご融資先ごとに貸出金と担保に供していない預金の一部を相殺し、信用リスクの削減を行っております。貸付明細の貸出期限を上回る満期日の定期預金残高、定期積金掛込残高の額とし、相殺対象の貸付明細が複数存在した場合は、債務者単位でリスクウ

エイト適用率の高い明細からとしています。

また、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引IIには、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払い不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

派生商品取引IIに関しては、投資信託の運用枠内に限られており、リスクを限定した取り扱いとなっております。そのため個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

その他有価証券取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保の追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており影響は限定的であります。

なお、リスク資本及び与信限度額の割当については、金庫で定めるリスク管理基本規程等に則り、適切に管理しております。

また、長期決済期間取引IIは該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫における証券化取引の役割としては、投資家並びにオリジネーターがあります。投資業務については、有価証券投資の一環として捉え、リスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより把握することで適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、取引にあたっては、当金庫が定める有価証券運用規程に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど適正な運用・管理を行っております。

一方、オリジネーター業務については、取り扱いはありません。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しております。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使分けは行っておりません。

株式会社格付投資情報センター (R&I)

株式会社日本格付研究所 (JCR)

ムーディーズ・サービス・インク (Moody's)

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)

7. オペレーショナル・リスク

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナルリスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心がけることはもちろんのこと、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。

システム・リスクについては、「システムリスク管理要領」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査を実施し、安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点から重要視した管理態勢の整備に努めております。

当面、バーゼルII対応としてオペレーショナル・リスク相当額の算定は、基礎的手法による計測を採用していく方針です。現状、一連のオペレーショナルリスクに関連するリスクの状況については、主管部署にて検討討議を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会、店長会議といった経営陣に対して報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については時価評価及び最大予想損失額（VAR）によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や設定されたリスク限度、損失限度枠の遵守状況を定期的に経営陣に報告しております。

一方、非上場株式、その他出資金等に関しましては、信用金庫業界関連先及び地元企業先に限定した取り扱いとなっております。リスクの状況は、財務諸表や決算報告等を基に定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。



9. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響をさしますが、当金庫においては、双方とも定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益影響度等をALM管理システムや証券管理システムにより定期的に計測を行い、主管部で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定方法の概要

金利リスクの算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

計測手法

有価証券は「GPS計算方式」

預貸金等は「金利ラダー方式」

コア預金

対象 要求払性預金全般(当座、普通、貯蓄等)

算定方法 ①過去5年の最低残高

②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高

③現残高の50%相当額

以上3つのうち最小の額を上限

満期 5年以内(平均2.5年)の定義を満たすため2.5年での満期一括で設定

金利感応資産・負債

預貸金、有価証券、預け金、その他の金利期間を有する資産・負債

金利ショック幅

99%タイル値又は1%タイル値

リスク計測の頻度

四半期(前月末基準)

貸出債権の状況

厳正な自己査定に基づき積極的に不良債権処理を行っています。
引当・保全状況はリスク管理債権の89.41%及び金融再生法上の不良債権の89.47%をカバーしており資産の健全性は十分に確保しています。

リスク管理債権に対する担保・保全及び引当金の引当・保全状況

破綻先債権・延滞債権に対する
担保・保全及び引当金の引当・保全状況 (金額単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
破 綻 先 債 権 (A)	355	325
延 滞 債 権 (B)	2,933	2,873
合 計 (C) = (A) + (B)	3,288	3,199
担 保 ・ 保 証 額 (D)	2,528	2,476
回収に懸念 がある債権額 (E) = (C) - (D)	760	722
個別貸倒引当金 (F)	563	504
同 引 当 率 (G) = (F) / (E) (%)	74.07	69.87

(注) 1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

- ①更生手続開始の申立てがあった債務者
- ②再生手続開始の申立てがあった債務者
- ③破産手続開始の申立てがあった債務者
- ④特別清算開始の申立てがあった債務者
- ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
- ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

3.「3ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

5.なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

6.「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

7.「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)、延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。

8.「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヶ月以上延滞債権額(H)、貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権に対する
担保・保全及び引当金の引当・保全状況 (金額単位:百万円)

区 分	平成22年度	平成23年度
3ヶ月以上延滞債権 (H)	78	0
貸出条件緩和債権 (I)	232	257
合 計 (J) = (H) + (I)	311	257
担 保 ・ 保 証 額 (K)	122	90
回収に懸念 がある債権額 (L) = (J) - (K)	188	167
貸 倒 引 当 金 (M)	28	19
同 引 当 率 (N) = (M) / (L) (%)	15.20	11.42

※リスク管理債権の合計額、債権比率 (金額単位:百万円)

	平成22年度	平成23年度
(O) = (C) + (J)	3,600	3,457
貸出金計 (P)	57,649	57,804
リスク管理債権比率 (O) / (P) (%)	6.24	5.98

※リスク管理債権全体の保全率 (単位:%)

	平成22年度	平成23年度
((D) + (F) + (K) + (M)) / (O) (%)	90.07	89.41

信用金庫法上と
金融再生法上の
開示対象債権の違い

信用金庫法に基づく開示対象債権が「貸出金」であるのに対して、金融再生法に基づく開示対象債権は、「貸出金、貸付有価証券、外国為替、その他資産中の未収利息及び与信関連の仮払金、債務保証見返」と範囲が広く、債務者の財政状態等により分類区分され、より幅広く捕捉しています。

「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(金融再生法)に基づく資産の開示

金融再生法開示債権

(単位:百万円)

区分	平成22年度	平成23年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,473	1,451
危険債権	1,870	1,840
要管理債権	311	257
正常債権	55,270	55,312
合計	58,925	58,861

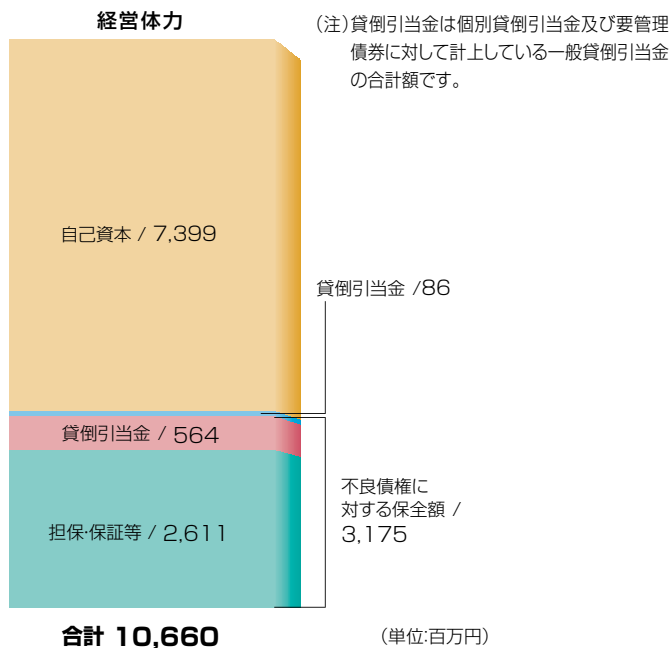
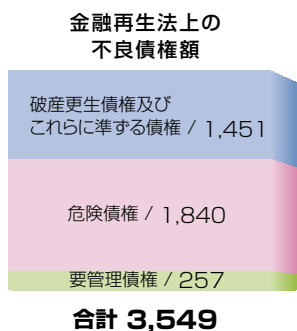
- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 2.危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3.要管理債権とは、「3ヶ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4.正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

金融再生法開示債権保全状況

(単位:百万円、%)

区分	平成22年度	平成23年度
金融再生法上の不良債権 (A)	3,654	3,549
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,473	1,451
危険債権	1,870	1,840
要管理債権	311	257
保全額 (B)	3,296	3,175
貸倒引当金 (C)	610	564
担保・保証等 (D)	2,686	2,611
保全率 (B)÷(A)	90.20%	89.47%
担保・保証控除後債権に対する引当率 (C)÷((A)-(D))	63.00%	60.15%
総債権額 (E)	58,925	58,861
金融再生法開示債権比率	6.20%	6.03%

不良債権に対する備えは万全です!!



(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

●貸出運営について

当金庫では、資産の健全性を高めていくことは、「地域社会の発展に貢献する」という社会的使命を安定的に果たしていくため、欠かすことのできない重要な経営課題のひとつとして認識し、積極的な取り組みを進めています。

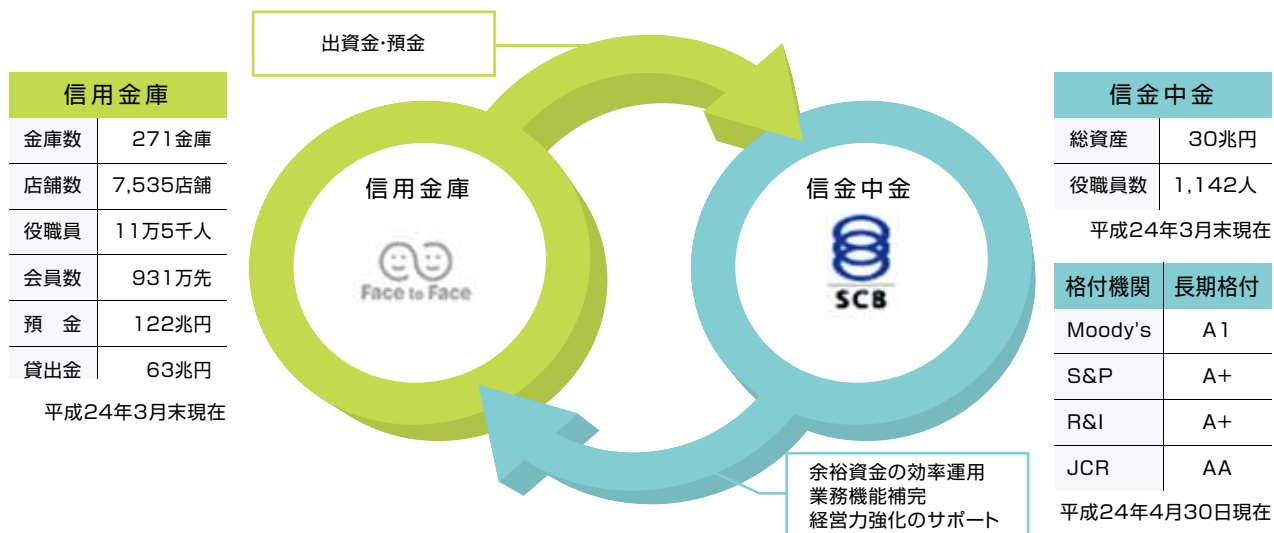
しかし、信用金庫の融資業務の特徴は、収益性のみを追求した「選別融資」ではなく、会員である地域の中小企業や個人の皆様を対象として、融資の機会の平等を原則に「小口多数取引に徹する」ことにあります。当金庫では、こうした信用金庫ならではの特性を踏まえ、地域中小企業の皆様が抱えてい

る特性に十分配慮しながら融資業務を行い地域と社会の発展に努めています。そうした意味で、地域社会の中小・零細企業の基盤の弱さから発生するリスクの一部を敢えて吸収することは、当金庫に課せられた使命であるとも考えています。融資条件に対しましては、お客様の信用力・事業計画の妥当性などを十分検討したうえ、必要に応じて担保・保証をいただくとともに、大口融資にかたよることなく小口融資に徹することで資産の健全性を維持し、向上させたいと考えています。

信用金庫業界の中央金融機関 ~ 信金中金

信金中央金庫(信金中金)は、全国の信用金庫の出資により設立された信用金庫の中央金融機関です。全国の信用金庫から預け入れられた資金と、金融債を発行して調達した資金を、有価証券や短期金融市場、さらには国・地方公共団体、事業会社等への貸出やPFI事業への取組み等によって運用し、その成果を種々の形で信用金庫業界に還元しています。

為替・資金の集中決済や信用金庫の業務機能の補完を行うほか、業界のセーフティーネットを運営することにより、業界の信用力の維持・向上につとめています。



業務機能補完の一例

信用金庫業界の決済機関

- 信用金庫間の決済を中心とする年間221兆円(23年度実績)の内国為替決済
- 公共料金・売上代金の取りまとめ等の資金中継業務
- マルチペイメントネットワーク・デビットカードサービス等の資金決済

国際業務のサポート

- 世界247(24年3月末現在)の金融機関とのコレス網を活用した信用金庫外国為替業務の補完
- 信用金庫お取引先の海外事業支援
- 貿易・外国為替および海外直接投資に関する相談業務

信金中金グループによるサポート

- 子会社と一体となった総合的な金融サービスの提供

信金中金グループ	信託・証券業務	(株)しんきん信託銀行
		しんきん証券(株)
		信金インターナショナル(株)
	金融関連業務	信金キャピタル(株)
		信金ギャランティ(株)
		しんきんアセット マネジメント投信(株)
	システム業務	(株)しんきん情報 システムセンター

信用金庫業界のシンクタンク

- 国内外の経済金融情勢・中小企業の動向・信用金庫業界の統計数値等に関する情報提供
- 地域振興・街おこし・商店街活性化・中小企業経営改善支援・アジア諸国への貿易、投資等に関するコンサルタント業務

投信窓販業務のサポート

- 「信金中金取次販売」の提供
- 研修・商品選定・業務の効率化等のサポート

投信窓販純資産残高推移(信金中金取次分) (単位:億円)

年度	純資産残高(億円)
平成17年度	3,232
平成18年度	6,468
平成19年度	7,024
平成20年度	5,818
平成21年度	6,789
平成22年度	6,497
平成23年度	6,094